

本申請に係る本社・営業所一覧

一覧には、認証申請の対象となる全ての本社・営業所を記入してください。

No.	本社・営業所名	郵便番号	都道府県	住 所	電話番号	労働者数 ^{注1)}	内ドライバー数 ^{注1)}	就業規則 届出方法 ^{注2)}	36協定 届出方法 ^{注2)}	
0	本社 ^{注3)} (又は一営業所目)	102-0856	東京都	千代田区紀尾井町4番7号	03-5226-XXXX	8	0	☐ 本社一括 ☐ 各管轄	☐ 本社一括 ☐ 各管轄	
1	追加営業所 ^{注4)}	丸の内営業所	100-0005	東京都	千代田区丸の内〇丁目〇番〇号	03-XXXX-XXXX	52	42	☐ 本社一括 ☐ 各管轄	☐ 本社一括 ☐ 各管轄
2	追加営業所	池袋営業所	170-0014	東京都	豊島区池袋〇丁目〇番〇号	03-XXXX-XXXX	15	12	☐ 本社一括 ☐ 各管轄	☐ 本社一括 ☐ 各管轄
3	追加営業所	渋谷営業所	150-0002	東京都	渋谷区渋谷〇丁目〇番〇号	03-XXXX-XXXX	20	15	☐ 本社一括 ☐ 各管轄	☐ 本社一括 ☐ 各管轄
4	追加営業所	和光営業所	351-0114	埼玉県	和光市本町〇丁目〇番〇号	048-XXX-XXXX	18	11	☐ 本社一括 ☐ 各管轄	☐ 本社一括 ☐ 各管轄
5	追加営業所	戸田営業所	335-0024	埼玉県	戸田市戸田公園〇丁目〇番〇号	048-XXX-XXXX	14	11	☐ 本社一括 ☐ 各管轄	☐ 本社一括 ☐ 各管轄
6	追加営業所									
7	追加営業所	営業所名及び住所は登録証書にそのまま記載されますので正確に記入してください。		この例は、認証単位が「一部都道府県」の場合で東京都内と埼玉県内の全ての営業所が認証申請の対象となる場合のものです。そのため、東京都と埼玉県の両方が記載されています。	自認書で記入する基準日時点における各営業所の常時使用する労働者数を記入してください。		自認書で記入する基準日時点における各営業所の常時使用するドライバー数を記入してください。本社にドライバーがいない場合も、本社は本認証制度の対象に含まれます。		提出書類である就業規則、36協定の届出方法をそれぞれ選択ください。	
8	追加営業所									
9	追加営業所									
10	追加営業所									
11	追加営業所									
12	追加営業所									
13	追加営業所									
14	追加営業所									
15	追加営業所									

注1) 労働者数には、自認書で記入する基準日時点における各営業所の常時使用する労働者数を記入してください。ドライバー数には、常時使用する労働者数の内のドライバー数を入力してください。なお、第二種貨物利用運送事業者については、貨物自動車を所有しており運転者を登録している実運送事業者が申請対象です。

注2) ・就業規則・36協定の本社一括届出を行っている場合、届出に含まれている営業所は、「本社一括」を選択してください。本社一括届出の場合、本社の就業規則及び36協定の写し(労基署受付印有)に加え、それぞれについて労基署に提出した届出事業場一覧表の添付が必要です。
・就業規則・36協定を、各営業所ごとに管轄の労基署に届出している場合、該当する営業所は、「各管轄」を選択してください。
・一部の営業所を本社一括届出し、残りを管轄の労基署に届出している場合、一括届に含まれている営業所は「本社一括」に、一括届に含まれていない営業所は「各管轄」を選択してください。
・労働者10人未満であって、就業規則の労基署への届出を行っていない営業所は、「各管轄」を選択してください。

注3) 法人単位で申請する場合は実質上の「本社」をこの欄に記入してください。一部都道府県単位での申請する場合であって、本社所在地が認証申請の範囲(都道府県)外の場合は、認証申請の対象となる営業所の一カ所目をこの欄に記入してください。それ以外の場合は、運転者がいない場合も必ず実質上の本社を申請に含めてください。

注4) No.1以降の追加営業所には、認証申請の対象となる「全ての営業所(本社を除く)」を記入してください。追加営業所には、一カ所ごとに追加の審査料(3千円)・登録料(5千円)が加算されます。